

令和 5 年度
第2回茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会会議録

議題	1 茅ヶ崎市文化生涯学習プラン骨子(案)について 2 その他
日時	令和5年 7 月31 日(月)14:30~16:00
場所	市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者	野田邦弘委員長、山口佳子副委員長、清水友美委員、矢川憲委員、 松本陽子委員、岩本一夫委員、沼上純子委員、西澤秀行委員、 井上由佳委員 (欠席) 楠山小百合委員、入江観委員、青木幸美委員、伊藤隆治委員、 尾木左紀子委員 (事務局)文化推進課 大竹文化スポーツ部長、菊池文化推進課長、山本課長補佐、 井上課長補佐、粟生田課長補佐、大久保課長補佐、田中副主査、 篠崎主事
会議資料	・次第 ・資料1 茅ヶ崎市文化生涯学習プラン骨子(案) ・資料2 茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定スケジュール(案)
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	1人

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会

令和5年7月31日(月)14時30分から

茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室

○事務局(菊池文化推進課長)

皆様こんにちは。大変お待たせいたしました。文化推進課長の菊池です。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、令和5年度第2回茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会を開催させていただきます。

本日は、尾木委員、楠山委員、伊藤委員から御欠席の御連絡をいただいています。

また、入江委員、青木委員におかれましては、只今のところ、特に御連絡はいただいていませんが、お見えになってない状況です。

本日、9人の委員さんに御出席いただいていますので、茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則第5条第2項に定める開催要件を満たしていることを報告いたします。

また、この会議は公開です。本日、1名の方の傍聴のお申出がございますので、よろしく願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前にお配りしたのですが、「次第」、「資料1『文化生涯学習プラン骨子(案)』」、「資料2『文化生涯学習プランスケジュール案』」です。

また、今回も会議録作成システムを導入しているため、御発言の際はお手元のマイクボタン押し、赤いランプが点灯した状態での御発言をよろしく願いいたします。御発言が終了しましたら、再びボタンを押し、消灯していただくようお願いいたします。

それでは議事進行につきましては、会議規則第4条第3項及び第5条第1項の規定により、野田委員長にお願いいたします。

○野田委員長

それでは、会議を始めたいと思います。

前回に続きまして、2回目の議論です。一応1、2、3、4と分けましたが、既に4についても議論が進んでおります。ということで、4のウエイトが若干大きいかと思いますが、全体を通して、このプランについて委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。

できるだけ良いプランにしていきたいと思いますので、存分にお話いただければ大変ありがたいです。よろしく願いいたします。

議題1「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン骨子案について」、まず、事務局から36ページ以降の内容について説明をお願いします。

○事務局(大久保課長補佐)

事務局より説明いたします。

前回(第1回)は、資料1「骨子案」の第1章、第2章及び第3章の基本目標まで、つまり、35ページまでの説明を申し上げ、意見交換を行っていただいたところです。

本日は、36ページ以降の施策の1から施策3までについて、議論いただきたいと思っております。そちらの箇所の説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1「骨子案」36ページを御覧ください。

施策1は、「市民の文化芸術・学習機会の充実」です。

「施策の方向」として3点、「市民が様々な文化芸術に触れる機会の充実を図ること」、「多種多様な学びの機会やその情報提供の充実を図ること」、「誰もが文化生涯学習活動に参加できる環境を整備するとともに、気軽に施設を訪れることができる環境を整備すること」を記載しています。

また、これを踏まえ、3つの新たな取組を記載しています。

一つ目は、「文化芸術の鑑賞・体験機会の充実」です。

「市民文化会館を中心に音楽や演劇等、多様なジャンルの文化芸術に触れる機会の充実を図ること」、「美術館を中心に茅ヶ崎ゆかりの作家等による展覧会を開催すること」、「松籟庵を中心に茶道や能楽等、日本の伝統的な生活文化に触れる機会の充実を図ること」を記載しています。

二つ目は、「学びの機会の充実」です。

「市民まなび講座」、「まなびの市民講師自主企画講座」、「大学や企業、NPO法人等と連携した専門的な分野の学び」等、多様な学びの機会の提供について記載しています。

三つ目は、「インクルーシブな事業展開・施設運営」です。

「文化芸術に触れる機会が少ない方等へ、生の文化芸術を届けるためのアウトリーチ事業の実施」、「子育て中の保護者や子ども等の多様なニーズに応える場の提供」、「障がい者等が文化芸術活動に親しみ、学習活動に参加する機会を確保するため、気軽に施設を御利用いただけるよう取り組んでいくこと」等を記載しています。

続きまして、38ページを御覧ください。

施策2は、「未来を創る市民の育成と活動支援」です。

「施策の方向」として3点、「文化生涯学習活動の支援者の育成を図り、活動の担い手を増やし、活動を次世代へ伝える環境を作ること」、「市民の自発的な文化生涯学習活動や発表の場を作るとともに、イベントの開催や広報等の支援を行うこと」、「文化芸術を通じた教育の充実を図ること」を記載しています。

また、これを踏まえた3つの主な取組を記載しています。

一つ目は、「支援者の開拓と育成」です。

生涯学習活動の担い手として、まなびの市民講師の新規登録を促すことや、支援者の技術向上を目的とした講座を開催します。また、講師経験の場を提供することで、育成を図ります。

二つ目は、「市民活動の支援」です。

市民の文化生涯学習活動を支援するための施設運営や、活動の発表と交流の場を提供するためのイベ

ントの開催、生涯学習に関する相談窓口における情報提供等、サポートを行います。

三つ目は、「教育の支援」です。

「学校等における文化芸術鑑賞・体験機会の提供」、「教育現場で活用できる生涯学習事業の提供」、中学校部活動のあり方等「子どもたちが継続的に文化芸術活動に親しめる環境整備」につきまして、市教育委員会と連携し、検討と取組みを進めます。

続きまして、40ページを御覧ください。

施策3は、「文化資源の継承」です。

「施策の方向」は、3点です。「茅ヶ崎の文化的特性について、市民と共に調査・研究を行い、その価値を未来に継承していくこと」、「茅ヶ崎にゆかりのある人物の業績等に関して市民と共有すること」、「文化資源の活用機会を提供し、学習や研究の活動を支援するとともに、その成果発表の場を提供すること」です。

また、これを踏まえた主な取組は2つです。

一つ目は、「文化資源の調査研究、保存、維持・継承」です。

特定歴史公文書等や、歴史的資料の収集、整理及び保存を行い、本市の歴史を次世代へ継承します。

また、美術品の収集や調査研究、茅ヶ崎にゆかりのある人物の調査研究に取り組みます。

二つ目は、「文化資源の活用・公開」です。

保存している特定歴史公文書等やその他の歴史資料を市民の利用に供するよう、目録の公表及び専門家による研究成果を公開します。また、資料を活用した普及啓発として、刊行物を活用した講座や展示等を開催し、周知活動を行います。現存する文化資源の活用については、旧南湖院第一病舎の利活用に努めます。なお、現行の利活用方針については、今後改訂を行う予定です。その他、デジタルアーカイブの公開と内容の充実を図ります。

本日御審議いただきたい内容については、ここまでです。

42ページ以降の施策4につきましては、次回の審議会で御審議いただくため、施策1から3までについて、御意見を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

○野田委員長

ありがとうございました。

事務局から説明があった部分について、まずは審議を始めたいと思います。

どなたでも結構ですので、御意見がございましたら、どうぞ。

○矢川委員

一つ質問ですが、38ページ「主な取組み①」の「支援者の開拓と育成」の二つ目に、「『学びフェスタ』を開催」とありますが、これについて教えていただけるとありがたいと思います。

○野田委員長

事務局、「学びフェスタ」とは何か、説明いただけますでしょうか。

○井上課長補佐

「学びフェスタ」とは、学びのお祭りのことです。ハマミーナまなびプラザを会場に、まなびの市民講師がブースを出展し、各ブースにて講座が実施されます。

○矢川委員

いくつかブースがあり、そこに先生がいらして、そこに市民の方が来て、お話しするというイメージでよろしいでしょうか。

○事務局(井上課長補佐)

おっしゃるとおりです。

事前申込も当日受付もありますが、受講者の方は、ブースにお越しいただき、市民講師による講座を受講いただけます。1日中ブースを設置し、そこでは様々な講座が開催されますので、多くの方に御参加いただけるお祭りです。

○清水委員

私は、市民講師に登録しており、登録している仲間と市民団体も作っており、皆でほぼ毎年参加しています。浜見平の地域の方々と直接触れ合える機会も少ないので、このような場を提供していただいて、本当に助かっています。

私が参加したときは、BRANCH茅ヶ崎と連携し、学びフェスタのワークショップで扱った歌やダンスをBRANCH茅ヶ崎の舞台上で発表したり、公園のお祭りで発表したりすることも合わせてやりました。今後も商業施設との提携を期待しています。

○事務局(井上課長補佐)

商業施設との連携というお話が出ました。

実は、本市は、大和リース株式会社及びNPO法人まちづくりスポット茅ヶ崎と連携し、三者で三つのお祭りを同時開催しています。

一つ目が、本市主催の学びフェスタです。

二つ目が、大和リース株式会社主催のBRANCHフェスタです。ダンスや音楽の発表の場であるステージを提供するお祭りです。

三つ目が、まちづくりスポット茅ヶ崎主催のあそびフェスタです。様々な遊びの体験ができるお祭りです。これら三つの総称が「しろやまフェスタ」です。昨年度は、11月3日(文化の日)に開催しました。今後も、引き続き取り組んでいきます。

○野田委員長

三者が合同でやっているということですね。

○岩本委員

気になっている言葉があります。36ページの下から8行目に「生活文化」という言葉がありますが、これはどういう意味でしょうか。

○事務局(粟生田課長補佐)

5ページを御覧ください。「3 プランの対象範囲 (1) 文化芸術とは」の表中に本プランにおいて対象とする文化芸術を提示しています。こちらは、国が定めています。

○岩本委員

そのことは、承知しています。国も県も同じものを使っていることも把握しています。この「生活文化」という言葉が気になります。

○事務局(粟生田課長補佐)

同表中、「領域」の列の「生活文化」について、その主な例として「茶道、華道、書道、食文化など」という記載があり、そちらを指しています。

○岩本委員

そういう意味ではなく、「生活文化」とは、どういう意味で使っているのかを聞いています。茶道や華道を生活文化と呼ぶというのは、説明になっていません。「生活文化」の中に茶道や華道が入っています。どうして「生活文化」という言葉があるのかということを僕は聞いています。なぜそのようなジャンルを設けたのか、その意味を聞いています。

○野田委員長

事務局、これは難しいですか。

○岩本委員

難しい訳ないです。生活文化というのがあって、そこに茶道や華道を入れているのですから。

○野田委員長

僕とのやりとりではなく、事務局がもし不勉強だったならば、代わりに答えなければならないなと思い、委員長としてそのように言ったということです。

○岩本委員

いいえ、委員長には聞いていません。事務局が作っているのですから。

○野田委員長

これは、国が作り、東京都がその名前で使用してきたので、そのように定着してきているのだろう、文化生涯学習の業界では何となく理解されてきたのだろうということです。

では、どなたかちょっと説明いただければ。間違っていたら間違っていると云いますが、恐らくは、これはきちんとした定義はありません。

○岩本委員

文部省がどのように理解しているとか、県の文化課がどのように理解しているかという話ではありません。あなた方が同じ表を使っているの、内容を理解した上でこれを使っているはずですよ。ですから、「生活文化」とは何か、どのように捉えて、これを使っているのかを聞いています。「県も使っている表なので、そのまま使いました。」というのは駄目です。

○事務局(粟生田課長補佐)

繰り返しになりますが、国の分類に従い記載しました。これは、前文化生涯学習プランにおいても、「生活文化」は同じような例示・区分けをしており、それに倣った次第です。

○岩本委員

どこかが使っているから、それをそのまま使うのではなく、意味がわかっているから使っているのですよね。意味がわからなくて、「県も国も使っているから、うちも。」と、そのままその言葉を持ってきたのですか。それであれば、それで結構です。県も使っているの、「何も考えないで使いました。」という答えでも良いです。

○事務局(粟生田課長補佐)

すみませんが、お答えが難しいですが、国や県に倣ったところですよ。

○岩本委員

真似をして載せたのですよね。

それでは、逆の聞き方をします。茶道は、なぜ「生活文化」なのですか。

茶道をやったことある人はいますか。日本人ならば、茶道くらい、少しは習っておいたほうが良いですよ。

茶道を習っている人でしたら、この言葉にカチンときます。一般の人は、包丁の持ち方や、箸の持ち方、朝昼晩3食食べます等、そのようなことを生活文化と言います。茶道を生活文化と表現すると、各家庭でお

抹茶を点てているということになります。

○野田委員長

補足して良いですか。これについては、国が悪いです。法律が悪いです。国が混乱させています。

○岩本委員

国は国でその言葉を使っていけば良いのです。

○野田委員長

地方自治が確立し、まだ十分でないものもあります。文化や芸術の政策については、文化庁は一定のガイドラインと思うものを作りました。これは、議員立法で、文化庁が作ったのものではありません。ですから、日本の国会議員のレベルが争点になりました。2001年の文化芸術振興基本法では、限定列挙をとりましたから、文化芸術とは何かということを書いたのです。そもそも「文化芸術」という言葉は、ここから出ました。日本語を破壊していると僕は思うのです。元来「芸術文化」とは言ってきましたが、同法では、「文化芸術」という意味がわからない言葉から入っています。

研究者の立場からも申し上げますと、そのような一定の混乱の中でやってきているので、あまり厳密に定義について現場で言っても、どれだけ意味があるか。役に立ちませんので。

ですが、岩本委員がおっしゃるとおり、そのとおりだと思います。茶道をやっている方が、「生活文化」と軽く言われると、気にされる方もいらっしゃるでしょうし、あるいは、そうではない方もいらっしゃると思います。

限定列挙方式を取ったので、着物、囲碁、将棋、マージャンが入っていない等、色々なことがありました。そのため、「など」が付くのです。

そのようなやり方は、僕はあまり良くなかったのではないかと思います。完全形ではないものができ、それがもう普及しました。したがって、その中でやらざるを得ず、また、教育もされていくのでしょう。世界から見ると、少し説明をしなければならいところがあるかもしれません。

確かにたくさんのジャンルがあるので、「これが芸術文化で、これが生活文化である。」という分類は難しいと思います。何となく分けて生活しているのが、僕らの実態であるなと思います。その程度で、私の場合は良いですし、おそらく行政としても、大体はそれで通してきたのだと思います。岩本委員がおっしゃっていることについて、厳密には、色々と議論が分かれるところかと思います。

○岩本委員

僕は国や県を擁護する立場では全くありません。現場で文化に携わっている人の立場にいます。先程のとおり、茶道の先生や華道の先生は、生活文化ではないと言っています。普通はそのように思うことですが、何も考えずに「国が間違っていました。県も間違っていました。しかし、皆が使っているので、それでいいのではないか。」と、安易にそのまま使うということがいかなるものかと思います。茅ヶ崎には茅ヶ崎の

実態があるのですから、5ページの表については、それに見合った新たなものを作るくらいの気持ちがあつて良いのではないのでしょうか。

しかし、実態は、「面倒くさいので、そのまま使いました。」ということかもしれないので、それはそれで良いと僕は言っています。

僕が作る場合は、一つ一つ確認します。生活文化とは何か、自分できちんと定義します。「日本の伝統的な生活文化」では意味不明です。「伝統的な文化」というならば良いのですが、そこに「生活」という言葉が一つ入るだけで、頭に来てしまう人が何人かいるということです。

今すぐに変えろとは言いませんが、現実の文化の実態を見れば、すごくおかしい言葉だということを理解し、担当課で論議を尽くしたほうが良いのではないですか。「皆が間違い、定着しているから、それで良い。」という考えは、非常に文化的ではないです。間違っただけは、どの時点でも出していかなくてはなりません。

○野田委員長

御意見ということで、聞かせていただいております。ただし、反論ではないのですが、事務局の文化推進課において議論して決めるということも変だと思つたのです。もっと言いますと、「市民皆が参加し、議論する場がないため、役所が勝手に決めた。」ということになってしまいます。

これは、続けると果てしない話です。実際に法律制定の際もそうでした。囲碁や将棋が入って、トランプが入ってない等、業界から「うちは外されている。」というような文句が出ました。そのため、「等」が入っています。

議員立法なので、内閣法制局も尊重し、あまり細かいこと言わなかったと記憶しています。それなりに考えて、やってきて、国民の議論はほとんど盛り上がりませんでした。「こんなことが起きている。」とマスコミも書かず、皆、通った法律の中身を見返さないですからね。

その間に「文化芸術基本法に基づき、これでやってきました。」と、色々な国の事業や研修を通じ、浸透しているということでしょう。20年経ちましたので、良い悪いということではなく、それが実態かなと思います。そのことは、御理解いただけたら良いかなと思います。

ですから、小さくても一歩先に行くということは、とても良いことで、ぜひそれをやっていきたいと思いますが、これまでどのようにやってきたのかということも踏まえておきたいなと思います。

実際のところ、茶道でも昔と今ではあり方も変わってきていますし、やっていらっしゃる方々の立場や意見によっても、どう捉えるのかは異なると思います。

○沼上委員

36ページの市民文化会館についてです。

1階展示室では、書道等色々な企画で利用されています。練習室については、オープン練習室があり、手話ダンス等に利用されている団体もいらっしゃいます。聴覚障がい者の方には、スクリーンに映像を映せるとすごく良いのですが、市民文化会館には、稼働式スクリーンは常設していませんね。

例えば公民館には、講義室や集会室に上下移動が可能なスクリーンが設置されていると思うのですが、市民文化会館も多種多様な方々が利用されるので、備品や設備を整えてもらえたら嬉しく思います。

また、37ページ「インクルーシブな事業展開・施設運営」についてです。

県立茅ヶ崎高校では、インクルーシブ教育を実施して5年くらい経ちます。しかし、その情報はあまり広がっておりません。小学校や中学校の保護者が、情報が少ない中で悩んだ際に、市内にある県立高校なので、もっと情報を提供いただけたら嬉しいと思います。

そして、38ページ「支援者の開拓」について、まなびの市民講師として、色々な方が登録されているのはすごく良いなと思います。39ページの「教育の支援」とも関連していますが、まなびの市民講師を学校へ呼び、子どもたちや社会的なことに繋がっていくと良いなと思います。

38ページ「支援者の開拓」では、身近なところで支え合う方々等、どのように裾野を広げていくかという点が気になります。

実は文教大学さんを通し、学生さんに地域でのボランティア活動をお願いしました。パイプ、ノウハウ等、スムーズに学生と地域が連携を取れたら良いと思っています。

39ページ「教育の支援」について、市民まなび講座はすごく良いです。「介護保険制度」や「ペットの防災」について依頼したことはありますが、本当に学校でも十分使えます。

地域社会の繋がりができるので、教育現場での活用のため、ぜひ生涯学習ガイドブックを各学校に1冊ずつ配付してもらい、活用していきたいと思います。

41ページの旧南湖院一病舎ですが、より多くの方に訪問していただき、歴史や現況を見ていただくことは大事だなと思っています。

○野田委員長

事務局から補足はありますか。

○事務局(栗生田課長補佐)

稼働式のスクリーンについてですが、市民文化会館にも実は設置しています。80インチのスクリーンがこれまでもありました。また、最近利用された方からの御要望により、もう少し7月に120インチのもう少し大きな稼働式のスクリーンを備品として備えていますので、ぜひ御活用ください。

○沼上委員

ありがとうございます。喜びます。

○野田委員長

それでは、他の委員の方々は何かございますか。

○岩本委員

次の項目にも関わることなので、一度最初に戻るのですが、このプランの将来像のところに「誰もが学べる～」とあります。以前は、これを「理念」と言っていたのですが、なぜこのプランでは「将来像」に変わったのか御説明いただけますか。

○事務局(粟生田課長補佐)

御指摘のとおり、以前はこちらを「基本理念」という呼び方をしていました。しかし、次のプランを策定するにあたり見直していた中で、一般的に「基本理念」とは、政策を進める上での市の考え方という意味になってくると思われたため、「みんなが学び未来を創造するまち茅ヶ崎」という言葉が、茅ヶ崎が将来あるべき姿や目指すべき姿のほうが、イメージが近いと考え、名称を将来像と改めました。

○岩本委員

このプランの上層に総合計画がありますが、そこにも「茅ヶ崎の将来像」があり、その政策目標の4「誰もがいつでも学び生きがいを持って自分らしく暮らすまち」という茅ヶ崎の将来像が書いてあります。ほぼ同じような内容ですが、少し違います。後に質問することの内容ですが、「みんなが学び～」という言い方になっています。茅ヶ崎市総合計画に将来像があるのはよくわかりますが、その下位のプランにも同じように「将来像」とあるのは、どうでしょうか。そのような作り方の市の構想や実施計画は他にないのでしょうか。

○事務局(粟生田課長補佐)

今回このプランの中で「将来像」という文言に改めたのは、このプランが市の中の文化芸術や生涯学習に関わる取組をまとめたもので、そのプランが目指す将来像という意味です。御指摘のとおり、総合計画は市の最上位計画という位置付けです。

例えば環境部が所管する環境基本計画においても、環境が目指す将来像という形で、「将来像」という言葉を使っている経緯があり、同様に本プランにおいても、言葉を改めました。

○岩本委員

総合計画の政策目標にある市の将来像の言葉をそのまま使用すれば良かったのではないのでしょうか。同じような内容なのに、なぜ敢えて違う言葉に置き換えるのでしょうか。立場を明確にしたかったのかも知れないですし、一般市民は見えていないでしょうかから、大した問題ではないですが、わかりやすくするには、同じ文章そのまま使用するほうが良いと思います。

○事務局(粟生田課長補佐)

仮にそうしますと総合計画と本プランの位置付け・区分けががわかりにくくなると考えます。

○岩本委員

下の計画なので、区分けはありません。総合計画の中のプランです。

○事務局(粟生田課長補佐)

総合計画に定められている施策をより具体的に進めていくための施策を立てているプランです。本がプランは、総合計画より狭い範囲の文化芸術と生涯学習の範囲の中での「将来像」ということを御理解いただきたく思います。

○岩本委員

実はどうでも良いと思っているのですが、同じ内容のものを、上部の構想にある言葉を変え、本プランにおいても、もう一度敢えて「将来像」というのは、どうでしょうか。「将来像」と記載するのならば、「本プランの政策目標の将来像に掲げます。」と記載すれば良いのではないかと思いました。わざわざ二本立てにする必要が全くありません。違いも明確になっていません。違いを明確にするのならば、言葉を変えないといけません。例えば、「本プランの目指す将来像」など。宿題です。答えなくて良いです。

○野田委員長

今の件は、単に中身の問題ではなく、階層性の中の表現、あるいはタイトルのつけ方なので、岩本委員の御意見を踏まえ、一度議論してみてください。わかりやすければ僕は良いと思います。

おっしゃるように、総合計画を読み突合せさせる方は、ほとんどいらっやらないと思いますので、これだけを読み、一番わかりやすい表現が僕は良いと思います。しかし、総合計画と齟齬があるのは、おかしいので、一応その視点でもう一度チェックいただければと思います。

○岩本委員

その他、どういう体制でいくかということところです。市民の役割のようなことが書いてあります。「担い手は市民です。」とありますが、「担う」とはそのような意味で使っていますか。

○事務局(粟生田課長補佐)

茅ヶ崎市の文化芸術や生涯学習を発展させていくための役割を受け持ってもらえるという意味で使っています。

○岩本委員

役割を持ってもらうのですよね。要するに、ある種の責務を意味していますよね。市の責務と事業者の責務と市民の責務という感じです。その「責務」を少し優しく「担う」と表現しているのですよね。「担う」という言葉の意味から考えると、そのように理解するしかありません。

以前のトータルプランでは、文化的市民権を提唱しています。文化や学びは、強制されるものではなくて、

自主的にやるものです。そういう意味で、「学習」という言葉もできたと思います。市民が自主的に携わるのが、文化や生涯学習だということだと、「担う」のではないのです。生涯学習は、市民の権利です。文化に携わる市民の「権利」ということは、行使しなくても良いのです。やる人もいればやらない人もいます。日本人だから日本の文化を絶対に学ばなくてはならないということではないです。実際は、やりたい人がやります。「担う」となるとやらなくてはならなくなります。そもそもその役割分担を決めるべきものではないのではないですか。

○野田委員長

何か事務局の方でコメントありますか。

○事務局(粟生田課長補佐)

おっしゃるとおりです。何か義務を負っていただくというイメージではありませんが、やはり文化芸術や生涯学習の推進は、市民の皆様自主的に行っていただき、市の政策としてはそれを支援していく形が理想だと思いますので、「担う」という表現が誤解を招くという御指摘だと受けとめ、この文言は変更を検討したいと思います。

○岩本委員

これは誤解を招くと思います。「担う」という言葉は、優しいようで、実はきついんですね。ですから、ぜひこれは、もっと市民が自主的に参加できる権利だということをわかりやすく表現するべきではないかとお願いします。

○野田委員長

ありがとうございます。

そのような表現を使ったのは、おそらく善意だと解釈します。行政が主体ではなく、市民が主体ということ伝えたいのですが、「担う」は確かに岩本委員の御指摘のような語弊や解釈も成り立つので、どうい表現が良いかももう一度考えていただければと思います。

○岩本委員

このプランは、何部発行し、どこに配るのですか。

○事務局(粟生田課長補佐)

発行部数については、まだ決定していませんが、公民館や図書館等、市内の公共施設に配る予定です。

○岩本委員

今回は概ね何部くらいでしたか。

○事務局(粟生田課長補佐)

前は400部作成しましたが、最近は上位計画の発行も含めると全体的に減らす傾向ですので、100～200部程度と考えています。

○岩本委員

100～200部程度で、市民や事業者がこの精神が行き届くのですか。また、市の各課に配っても、100部では足りませんよね。

○事務局(粟生田課長補佐)

最近、市内配付は、紙媒体でなく、電子媒体で配る形になっています。対外的にも、先ほど申したように、なるべく紙媒体を減らす動きがあり、ホームページ等で電子データを公開する予定です。

○岩本委員

できれば、僕にもこんなものは欲しくないです。データが欲しいです。すごく溜まるので。しかも同じものが何度も届いたりするので。できれば議案書等もデータで送ってほしいと思っています。

正直に言うと、このことを一番訴えたいのは、そういうデータを使えない方々なのです。SNSを全く使えない方、いまだに携帯電話持っていない方、パソコンを持っていない方、そういう年代の人たちです。携帯を持って、このプランを携帯で全部見るとするのは、目が悪くなってしまいます。僕のパソコンは大画面なので、このような処理は、簡単に目が通せ、チェックもできますが、大きなパソコンを持っている人は少ないです。一般の人はどのようにSNSを使っているのか、特に生涯学習に携わろうとする市民の皆さん、実際に携わっているのは65歳以上だと思いますが、そのような方々がどのように、紙媒体以外のもので、これを知ることができるのでしょうか。しかも、この精神まで理解することができるのでしょうか。その点は、お考えいただきたいと思います。「担い手」という言葉を変え、このプランを市民の皆さんに理解してほしいですね。市民、事業者、商業者、工業者に理解してほしいのでしょうか。そうあれば、かなりの労力を使わないといけません。SNSに掲載していますので、勝手に見てくださいというのでは、絶対浸透しないです。市の広報も読んでいない人は多いですね。よほどの覚悟でこれを浸透させるということを考えないといけません。みんなで頑張りましょうという意思でないとできないと思います。

文化団体協議会は、2,000人もいますが、1冊も届かない状況です。それはどうしたらいいのか僕は今すぐには言えないですが、やはり市内、文化推進課で、しっかり研究し、やれるように努力をすべきだろうと思います。

○野田委員長

御意見ということでよろしいですか。

○矢川委員

37ページの黒点の二つ目「情報提供の充実」ですが、この生涯学習サークル一覧を網羅した生涯学習ガイドブックを見せていただきました。市民団体や、市内に限らず市民の方の色々な活動を網羅していて素晴らしいと思いました。その次にある「生涯学習ポータルサイト」は、市が実施する学びの情報と書いてあります。もしこれが、市が実施する学びの情報だけしか集約していないのであれば、ICT化の時代なので、ぜひ市民団体の情報も発信していただきたいと思いました。その辺はどうでしょうか。

○事務局(井上課長補佐)

生涯学習ポータルサイトですが、現状では、生涯学習ガイドブックのPDFファイルをポータルサイトに掲載していることに留まっていますが、御意見を今後の課題とさせていただければと思います。

○矢川委員

ぜひその点は、できるだけ内容を網羅するとまではいかなくとも、どんどん増やしていくということが大事かと思います。そうすれば、アクセスする方も自然に増えていくだろうと思いますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

○沼上委員

40ページ「文化資源の継承」です。茅ヶ崎ゆかりの人物館は、この度加山雄三さんがクローズアップされましたね。この継承ということを考えると、市内の小学生や中学生が茅ヶ崎にゆかりのある人へ関心を持ち、知って驚ききっかけにもなると思うので、もっとゆかりの人物館や茅ヶ崎にゆかりのある人の情報が発信されると良いなと思っています。

夏休み等の長期休みの際には、子どもに門戸を開き、夏の課題等の面で学校や教育現場にも協力してもらい、ゆかりの人物が、もっと子どもに身近になると良いと思います。せっかく茅ヶ崎にこれだけの色々な宝があるのですから。平日もですね。

なかなか建設が進まなくて、「僕たちでペンキ塗りをしました。」という職員がいたのを覚えています。ぜひ、ゆかりの人物館をもっとよろしく願います。

○事務局(大久保課長補佐)

ゆかりの人物館の件、ありがとうございます。

金・土・日・祝日に開館しているのは、人件費に限らず、第一種低層住宅街にある建物のため、開館日数が限られている次第です。

また、小学生へのアプローチについてですが、今回の加山雄三さんに係る展示については、東海岸小学校の児童がすごく興味を持って見ていました。学年は失念しましたが、総合学習で、クラスの児童皆で見に来てくれ、授業で発表したということが今回ありました。今後もそのような形でうまく学校と連携を取りながら、他のゆかりの人物についても、学校で取り組んでもらえるような体制が構築できれば良いなど考

えています。

○松本委員

私はこの委員でもあり、ゆかりの人物館の職員でもあります。開館して8年が経ちまして、実際、夏休みの宿題のために来館した子が、先週からおり、大分子どもたちに浸透していると実感しています。多分PR不足の部分もあるかと思うのですが、大分浸透してきています。また、なかなか学校単位で来てもらうのは難しいのですが、平日であれば、職員が学校に出向くということも行っていますので、限られた開館日数ではありますが、工作教室等色々な企画を実施していきたいと思っています。本当にゆかりの人物館は、以前と比べ、大分浸透していると感じています。

○沼上委員

学校へのアウトリーチ活動をされているのですね。

○松本委員

そうですね。御要望があれば、平日に職員が授業へ出向くこともしていますね。

他に、内容によりますが、チラシを市内の小学校・中学校へ配り、案内をすることもあります。

○野田委員長

ということで、ぼちぼちファンも増えつつあるという報告でした。子どもも注目し始めているということですね。

○井上委員

今日改めて文章を読み、気が付いたことがあります。全体に該当することなのですが、各文に主語がありません。政策とは、そういうものなのでしょうか。これは、誰が主体なのでしょうか。大体主語がないですね。

○野田委員長

普通にかいたり、話したりする場合、主語がないことが結構多いです。逆に、文書によりますが、多く入れると、疑問に思う方もいらっしゃいますので、ケースバイケースなのでしょう。

しかし、厳密性を要求される場合は、主語がないとわからないので、ここが特に変だなと思われるところは、どこかありますか。ページと箇所をおしやってください。

○井上委員

どれも日本語として理解はできるのですが、例えば、36ページ「施策の方向」の1行目です。「公演、展覧会等の鑑賞機会やワークショップ等の体験機会を提供し、市民が様々な文化芸術に触れる機会の充実を

図ります。」。これについては、内容は全く問題なく、意味もわかるのですが、誰がそれをやるのかという点がわかりづらいです。市がやるのか、市民がやるのか。根本的なことで、すみませんが、その辺りはどのように解釈するものなののでしょうか。

○野田委員長

この場合は、「施策の方向」なので、市が主語で、省略されていると考えるのが普通だろうと思います。

○井上委員

なるほど。

○野田委員長

全体として、市(行政)が考えたこと、行っていること、行いたいことは、全て省略していると言えます。しかし、市民の方に行っていただくことは、数が少ないので、主語は記載しないといけないと考えることが普通でしょうか。

主語があるとおかしい、いちいち「茅ヶ崎」とあると、鬱陶しいと思う方もいらっしゃると思います。

○井上委員

英語に訳す際も非常に困りますね。主語が全て茅ヶ崎市というのなら、それで良いです。しかし、主語を記載しないことによって、主体がはっきりしない場合、やらなくても流れてしまうということもあるのかなと思いました。あるいは、「誰が」と記載されていないことにより、「うちの課ではない」、「うちの仕事ではない」と捉えられ、誰も取り組まないまま流れてしまうこともあるのかと思いました。そのように感じ取れるという印象述べたまでです。

もう一点拝読してとても驚いたことが、市の博物館に関して一言も記載がないのはなぜでしょうか。また、44ページの地図にも、茅ヶ崎市博物館が掲載されていません。

○事務局(粟生田課長補佐)

縦割りと言われてしまうかもしれませんが、博物館については、別の附属機関で、施策の評価等を受けている関係から、その取組自体は、文化生涯学習プランには掲載しないという整理をしました。しかし、前回の審議会においても、44ページの地図に博物館が掲載されていないという御意見をいただきましたので、掲載するよう現在検討しています。

○井上委員

御回答をありがとうございます。しかし、40ページ「文化資源の継承」の「調査、研究、保存、維持・継承」は、全て博物館法に定められている根本的かつ基本的な機能に当たることです。それを行うに当たり、部局違うから本プランに市の博物館を掲載しないということはおかしいと思います。政策であれば、なおの

ことですね。

○野田委員長

私がよく話すことと同じことです。所管が教育委員会から外れ、市長部局でやって良いことになりましたので、今後はどこが早くそのようなことに取り組むかという視点で見っていますが、やはり総合的にやったほうが、おそらく効果は上がります。

ゆかりの人物館も博物館です。法律が適用されるかどうかというだけで分けるのは、役所側の都合に過ぎないので、これは弊害が大きいと思います。そういう声は、どんどん上げていったほうが良いと思います。

○松本委員

前回、図書館のことを同様に伝えたのですが、生涯学習の後ろ盾という視点で、図書館も外せないと思います。今からでは無理なのでしょうか。図書館や博物館を含めた計画というのは、今からでは難しいのでしょうか。図書館のことが掲載されていないにもかかわらず、生涯学習について伝えるのはいかがかと思えます。

○岩本委員

図書館は社会教育です。だから、公民館も入っていないです。それはおかしいのですが。

○野田委員長

おそらくそういう方向に変わっていくはずです。御指摘のとおりです。せっかく文化資源・社会教育資源がありながら、「こちらはこちら、あちらはあちら。」と分けるのは、まさに国道、県道、市道のようなですね。あるいは、幼稚園と保育園の所管が異なる等、そのようなことかと思えます。

このような類のものは、むしろ行政がやらないで、市民やNPO団体へ委託し、作ってもらう等、垣根を越えて作ったほうが早いかもしれないですね。

○清水委員

以前から、「インクルーシブ」や「LGBTQ」、「多様性」等、そのようなキーワードを掲載してほしいと話しています。37ページの「インクルーシブ」は、素晴らしいと思います。しかし、福祉施設でアウトリーチ事業を行ったり、参加する機会を確保するために環境を整備するということは、あまりインクルーシブに感じられないのではないのでしょうか。確かに、障がいのある方へそのような機会を届けたり、楽しんでもいただいたりする手段はあります。しかし、障がいのある方が体験したり、文化活動に参加したり、創作する側になったり、まなびの市民講師になったりするということが、本当にインクルーシブな文化活動の提供ではないのでしょうか。障がいのある方とない方の割合が半々くらいで、一緒に演劇を作ったりする等、学校や障がい者施設でできないことについて、手助けをすることが良いのではないかと思います。

○山口副委員長

初めて文化生涯学習プランを検討した際に、「まなびの相談窓口」の充実が大切なのではないかと考えました。しかし、その後は、案内がまず生涯学習課の横に置かれ、次に市民ギャラリーの端の方に置かれました。現在ハマミーナまなびプラザにてどの程度機能しているかは存じ上げないのですが、やはりコーディネートする人がきちんといて、縦にも横にも全てを包括し、把握した状態が、必要ではないでしょうか。相談内容も全て受けとめ、それを分類し、割り振る場所が必要なのではないのでしょうか。もう20年くらい前から思っていますが、結局実現できないまま今に至っています。

どのようにコーディネートする人を育てるかという課題ももちろんあります。しかし、若いときから色々な活動をされていた方に声を掛けたら良いと思います。そして、窓口で大きいパソコンを活用して案内をしてもらうのです。また、全てを網羅した生涯学習ガイドブックを作成することも提案していたのですが、結局、他の課の社会活動だけで、厚くなってしまい、とても生涯学習ガイドブックと合わせることができませんでした。おそらく、最初にプランを作り始めてから、何一つ解決してないかと思われれます。ですから、市役所の中に、横断型のコーディネーターの配置や窓口の設置が必要であると思います。

○沼上委員

私は、社会教育委員の立場から本委員会に参加しています。社会教育委員のほうでは、公民館5館と体験学習センター、青少年会館、博物館での事業について、3月くらいに年間計画案を審議していますが、2時間くらいでしょうか、とても時間かかります。ですから、生涯学習ガイドブックと合わせるとするのは難しいかと思えます。資料多く、また、委員の構成についても、PTA、婦人会、子ども会等、層が異なります。

私は両委員会に出席して思うことがあります。文化生涯学習プランはとても自由で、本当に市民の声を聴き、委員もどんどん意見を言って作っていきます。一方、社会教育のほうは、先に各施設の計画案ができていて、それに対しどうするかという進行です。根本的にひっくり返すことはなく、そこを利用している市民団体等の方がどうかという話なのです。文化生涯学習プラン推進委員会と社会教育のほうは、全く異なるのです。諸々異なることを合わせたり、一つに網羅していないのはおかしいと言ったり、こちらに入れたほうが良いということは、両委員会に出席してみると、ありえないことだと感じます。

ですから、やはり文化生涯学習プランは、この審議会の委員で、私たちが市民の声を代弁し、各々の立場で意見を言い、より市民に身近のものを作るということが大事だと思います。

以前市長に提出した委員長の答申はとても素晴らしかったです。実際実現しているかどうかわかりませんが、このような素晴らしいプランを、この委員会、私たちは作れるのだと思いました。社会教育のほうは、私たちもちろん発言しますが、各施設の年間計画なので、全く委員会の質が異なるのです。

○野田委員長

ありがとうございます。貴重な御体験ですね。やっていることが異なるということは、よくわかりました。つまり、これは、大きい政策にしたほうが良い等、政策の議論ができるのです。社会教育委員のほうの会議

では、もう枠が固まっているので、その中での調整という話ですね。だからといって、それを合わせてはいけないということではなく、範囲が異なるということなのです。

それでは、市民から見てどちらが良いかという視点も大事ですよ。一つが良いのでしょうか。細かいことは、その一つ部会でやれば良いので、私としては、早く生涯学習課と社会教育課が統合してほしいと思います。全国的にも、そのように一元化してやっているところはまだ少ないです。収益が悪い生涯学習を早めに切り離し、文化と合わせた点は、素晴らしかったと思いますが、やはり社会教育が今日生き残っていますので、そこをどのように上手く統合するかということが、次の課題になると思います。現場の皆様も議論をするのですが、決めるのは首長や市民の声が大きければ議会だったりするのでしょうか。

誰もやったことがないので、イメージが湧かないでしょうが、やはり市民から見て、本プランに博物館が掲載されていないというのは、おかしいですね。掲載すると、「うちの所管です。」と言われるので、今は掲載できないですが。それはおかしいということは、言い続けられないですね。社会教育委員のほうでは、それは言い続けられないですね。教育委員会の中の社会教育課なので、やはり日本の場合は、学校教育なのです。社会教育は、「生涯学習」という言葉がない時代からずっとやっていましたので、今も残っていますし、法律も残っているのです。ですから、今後は、法の整備等も必要になってくるかと思います。

○岩本委員

先程の清水委員の意見に戻りますが、要は茅ヶ崎の生涯学習の場には全ての壁がないと言ってほしいのですよね。本プランでは、壁がたくさんあり、その中の小さな部屋でインクルーシブを実現していると受け取れます。そのような限られた考え方なのではないかという問いかけだと思います。とても大変だとは思いますが、壁を取っ払い、そのような理念がどこかにあっても良いのかなと思います。実際の事業の中にそれを具体的に記載するのは、非常に難しいかもしれませんが、その辺り踏まえ、清水委員の疑問に少し答えていただけませんか。

○事務局(栗生田課長補佐)

確かにこの記載だけでは、インクルーシブな取組のお題目に対しての答えになってないかもしれません。清水委員からの御意見等を踏まえ、市として実現していかないといけない内容だと思います。この表現をどのように変えるか、今すぐには返答できかねますが、表現も含め、御意見のような取組は、次のプランでも考えていかないといけないと思います。表現の変更の可否については、一度検討させていただきます。

○野田委員長

これからの時代は、おそらくインクルーシブというのは、本当にもう社会の中心概念になってくるのだろうと思います。ですから、「インクルーシブ」なり「社会包摂」は、幅広い意味でもっと使われるようになってくるはずだと思います。例えば、LGBTQや人権に関すること等、色々やっていること含め、そのように捉えられるのだろうと思います。

○松本委員

バリアフリー化については、特に当事者の御意見等を十分に聴いてほしいです。本来ならば、このような審議会の場にも参加していただきたいと思います。

○野田委員長

私から補足ですが、当事者の方の意見を聴くのはベースなのですが、その前に市の障がい福祉課の職員と十分折衝すれば、日頃課題を感じている方は、きちんとおっしゃると思います。

○松本委員

間にどなたかを介すると、なかなか伝わらないことがあります。例えば、体験学習センターも、新しいのでバリアフリーではありますが、視覚障がい者の方々に利用していただいたら、多くの課題が出ました。庁内でフィードバックしたり、共有されたのかはわかりませんが、当事者の話は必要なのかなと思います。障がい福祉課の担当者は変わりますし、一から説明しないといけないということもありましたので、当事者の方に聴くのが良いのではないかと思います。

○野田委員長

人事異動というのは、どこの課も大きな課題ですね。

○事務局(粟生田課長補佐)

補足いたします。他の部局のことではありますが、障がいのある方の団体と、その担当課で施設のバリアフリー化についてお話しをするような機会があり、その後、施設を所管する各課へ御意見がありました。また、バリアフリー化の検討に係る庁内照会ありますので、その場も活用していきます。また、施設にも直接御意見をいただくような機会もありますので、御指摘のとおり、できるだけ実際に利用される方の御意見を踏まえ、バリアフリー化の検討を進めたいと思います。

○松本委員

施策3の最後に、旧南湖院第一病舎の記載がありますが、利活用するに当たり、調査や計画については、現時点でどのようになっているのでしょうか。

○事務局(大久保課長補佐)

利活用に関してですが、平成31年の2～3月頃に利活用に係る基本方針を定めました。内容については、建物の状態や今後どのように利活用すべきかを検討した結果のプラン等を記載しています。新型コロナウイルスのまん延等もあり、動くことができずに、約2年経過したのですが、改めて令和5年度から、実施計画2025において取組を進めていくことが、やっと許されました。利活用方針の策定から既に数年経ったことにより、変更せざるを得ない部分もありますので、引き続き検討しつつ、今後新たに必要となる耐震

診断等の調査を行います。現在は、そのような予定で動いています。

実施計画では、令和5～7年度に取組を進める記載となっていますが、実際に利活用がいつできるかということについては、調査状況や改修時期等により、変更となる可能性もありますので、改めて広く情報を提供していきたいと考えています。

○松本委員

素晴らしい文化資源なので、ぜひ利活用をしていただきたいです。

実は鎌倉の旧図書館が同じ小学校の敷地内にあり、かつてそれを取り壊し、簡単な建物を建てるという計画がありました。昭和11年に建った建物ですので南湖院と比べると大分新しい建物ですが、市民は反対しました。建築物としても、とても貴重なものなので残したいという署名活動があり、計画はひっくり返り、修復と耐震工事を行い、ルーターを設置し、活用する方針に変わりました。しかし、骨組のみになったら、すごく腐朽がひどく、一旦落札した業者が手を手離したため、計画を見直すというところがありました。先日美術館の見学会で南湖院に行きましたが、かなり荒れていて心配になったので、そのような情報をほしいです。2014年に解体決議があり、その後、ひっくり返り、2018年に着工し、やっと今年できあがったので、金額もほぼ倍になり、日程も3倍くらいかかるようなので、情報得られたら良いと思います。

○事務局(大久保課長補佐)

旧南湖院の件は、やはり調査当時の状況等と今回の耐震診断等では、異なる可能性がありますので、どのように利活用を進めるか、今後の大きな課題です。

現在、国の登録有形文化財という位置付けのため、維持保全しながら活用するということを大前提に考えていますが、どのように維持保全していくか、例えば耐震補強や改修なのかということは、耐震診断の結果によって大きく変わる可能性があるため、只今は検討段階です。今後も残していくよう進めていきます。

○野田委員長

全体を通して4のところまで含めてよろしいでしょうか。

それでは、ここまでの内容の検討については、以上とします。

その他、事務局からありますか。

○事務局(大久保課長補佐)

その他二件あります。

一点目は、今後のスケジュールについてです。皆様に以前お配りしたものには日程を記載していなかったもので、改めて調整し、掲載しました。

次回の本プラン推進委員会については8月23日です。そして、第4回は、答申ですが、10月2日を予定しています。

あくまでも予定ですが、御承知おきください。

○野田委員長

日程について、今後2回分のお知らせがありました。

○事務局(井上課長補佐)

審議中にも話題に上がりましたが、令和5年度版茅ヶ崎市生涯学習ガイドブックを机上に配付しました。内容は、講座・イベントに係る情報、市民まなび講座、まなび人材事業、団体・サークル情報等です。3ページで紹介している「生涯学習ポータルサイト」ですが、多くの方に御覧いただけるよう、先日、市ホームページのトップページに、文部科学省の生涯学習のキャラクター「まなびい」のバナーを表示しました。また、先程御意見を賜りました学校への配付の件ですが、各学校に送付予定ですので、どうぞ御承知おきください。

○野田委員長

令和5年度の生涯学習ガイドブックが完成した報告でした。

それでは、予定していた議題等は以上ですが、委員の方々から情報提供等がありますか。

○松本委員

「茅ヶ崎市文化生涯学習プランの改定について(諮問)」の文中に、文化芸術基本法や次期教育振興基本計画の記載がありましたが、これについては、送付くださいましたでしょうか。

先程、岩本委員もおっしゃったように、インターネットで検索すればすぐにわかることなのですが、インターネット環境のない方がいらっしゃるのでは、概要だけでも配っていただけたら良かったかと思いました。

○野田委員長

法律の概要ですね。

○松本委員

そうです。これを踏まえた上で、茅ヶ崎の計画を作ることなので。私は自分で印刷しましたが、もし見ていらっしゃらない方がいらしたら、こういう知識も必要なのかと思いました。ここにも、やはり「生活文化」という言葉が出てきますが、概要だけでも添付していただけたら良かったと思います。

○岩本委員

それは委員の常識です。皆、知っていてここに来ています。

○松本委員

そうですか。私だけですか。あまり読む気がなくなりますので、概要くらいならば読めるかと思いました。それから、進め方にアンケートとありますが、この結果の公表はいつ頃になるのか教えてください。

○事務局(粟生田課長補佐)

実は現在、市民討議会の所管課から、8月20日に開催予定の市民討議会に参加しないかという話が来ています。6月に2,000人を対象に市民討議会の案内通知を送付し、そのうち市民討議会には参加できない方にはアンケートに御協力をお願いすることとなっています。7月10日くらいが締め切りで、現在、結果を集計中です。結果が出ましたら、公表し、また、間に合うようであれば、8月23日の本委員会においても、その速報となるかと思いますが、結果をお知らせしたいと考えています。

○岩本委員

市で行ったアンケート集計結果は、本プランでも利用されていますが、生涯学習としては、何の役にも立たないです。あのようなものを何で引用するのか、不思議です。それを不思議だと思わないで、あのアンケートの結果が本当に生涯学習について考える際に役立っていると思って使っていますね。

そうであれば、データの分析や見方があまりにもひどいです。どういう方を対象にどのようなデータの取り方をしているか見たほうが良いです。生涯学習の実態は、数字には出てこないのです。

本当にアンケートを取るのなら、文化推進課で独自のアンケートを作るべきです。生涯学習に役に立つ結果の出るアンケートを。市で作ったアンケートを利用してはまずいと思います。むしろ、あのようなものは使わないほうが良いと思います。内容を見れば、一目瞭然です。

どうせ独自のアンケートができないのでしょうか。

○野田委員長

補足しますと、アンケート等でも色々な意味があって、使われていますが、今議題になっているアンケートは、催しに来られた方が出したアンケートです。なので、いわゆる社会調査としてのアンケートとは、全く意味が異なります。社会調査としてのアンケートを本当にやるとするならば、やはりきちんと予算を確保し、専門的な機関と相談し、委託し、こちらの用件を伝えて作るので1年がかりになります。そのように行うので、特別な体制も必要かと思います。今の仕事の中でやるというので、このような形になるのでしょうか。どこでもそうです。

しかし、毎年実施するとお金もかかりますし、大変なので、何かの節目にやるということが多いです。一応、考え方としては、そのようにやってきました。今はインターネット環境も整っているので、詳しい方がいると、お金かけないでできるので、そういうやり方も検討する段階かと思います。より有意義に市民の方々の意向を把握し、そこに近づくには、そのような方法も必要かと思います。

○沼上委員

前回は今回もともに、社会教育のところに何かすごく違和感があるということでしたが、社会教育委員として出席している私はすごく申し訳なく思います。その違和感ということについては、事務局の方で少し埋める努力をお願いしたいです。

しかし、私も上手く説明できないのですが、そもそも博物館が社会教育課だと認識している方は少ないのではないのでしょうか。毎度同じような疑問が出てきたり、松本委員も繰り返し図書館について発言されているので、毎回、それが話題に上がるのは辛いです。

○野田委員長

欧米ですと、生涯学習と文化が繋がっています。同じところでやっています。そして、教育は学校に限定されています。先進国は大体そういうところが多いかなと思います。

たまたま日本では、色々な経緯の中でこのようになっているだけなので、いずれそれは解消されると僕は思っています。

そのような事情を御理解いただいた上で、説明については「勉強してください。」とおっしゃれば良いのです。そんなに意味のある議論ではないです。あんまり悩まないでください。

博物館でも良いことをたくさんやっていますので、一緒になったら、より総合力を発揮できるだろうという考えです。

○清水委員

今回の範囲にはなりますが、49ページ「プラン推進の役割を担う主な施設」として、市民ギャラリーの創作室や展示室の記載があります。こちらを利用している団体が、署名活動等を行い、何とか存続を目指していても、長期的には廃止されると伺いましたが、そうなのですか。

○事務局(井上課長補佐)

財政部局が所管する公共施設マネジメントの計画の一環で、公共施設の総量を今後減らしていくことが求められています。これに従い、市民ギャラリーについても、廃止を検討しています。まずは、利用者の方に方針を説明し、その後、一般に公表する予定です。検討結果の公表まで、もう少々お待ちください。

○清水委員

ここに記載されている意味、どのように捉えたら良いかを考えてしまいました。

○岩本委員

年内になくなるのに。

○清水委員

そうですね。なぜ記載しているのかと思ってしまいます。

○岩本委員

まだ、なくなっていないからでしょう。

○野田委員長

役所は年度で考えますから、今年度にやっていることは、そういう前提で考えます。近々なくなるのだったら、それは記載できないかもしれませんが、まだ検討中ということですから。

○岩本委員

僕は、駅前で座り込みをやることにしているので。

○清水委員

そうですね。文化会館の展示室は、天井も低く、大きなものを飾るには、あまり向いてないですね。

○岩本委員

騒げば、多分「止めます」と言うと思います。

○清水委員

創作室も画家の先生のアドバイスにより、本当に使いやすい部屋になっていると伺っているので。ちょっと廃止ありきなのか、どのように次回話し合うのかと疑問に思ったので、質問しました。

○野田委員長

それでは、時間になりましたので、これで終了したいと思います。

今日はどうもありがとうございました。